



ご存じですか？ 自転車の歩道通行ルール



2026年4月1日から青切符による自転車の取締りが始まります！

自転車は車道通行が原則ですが、次のような道路標識・道路標示がある歩道は、普通自転車で通行することができます。



「普通自転車歩道通行可」
の道路標識・道路標示

この標識標示がある歩道は、
例外的に自転車で通ることが
できます。
ただし、どんな走り方でも
いいわけではありません。



歩道を通る時のルール（原則）

- ① 通行できるのは**普通自転車だけ**
車体の大きさが長さ190cm、幅60cmを超えない
などの一定の基準を満たすもの
※タンDEM自転車や牽引自転車等はダメ
- ② **車道寄り**を通行
歩道の中央から車道寄りの部分を通行してください
- ③ 通行する速度は**徐行**
徐行とは、すぐに止まれる速度のことです
- ④ **歩行者を優先**
歩行者の通行を妨げそうなときは、必ず「一時停止」
してください ※ベルを鳴らして避けてもらうのはダメ

上記①～④に違反した場合

- ※ 2026年4月1日から
- ①、②：通行区分違反（反則金 6,000円）
 - ③、④：歩道徐行等義務違反（反則金 3,000円）

また、道路標識・道路標示がない歩道でも、次のようなときは、普通自転車で通行することができます。

このような方が運転するとき



やむを得ないと認められるとき



兵庫県警察本部 交通部 交通企画課

子どもや高齢者等は、
無理して車道を
走らないで！

注意

自転車の**盗難被害**が
続発しています！！

【防犯ポイント】

- ★ 短時間でも**鍵かけ**を！
- ★ **ワイヤーロック**などを活用！
- ★ とめる場所は**駐輪場**に！

